

# 介護老人保健施設遊心苑運営規程

介護老人保健施設遊心苑

(事業の目的)

## 第1条

社会福祉法人遊心苑が開設する介護老人保健施設遊心苑（以下「事業所」という。）が行う施設サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者などに対して、常に適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

## 第2条

事業所は、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2. 事業の提供にあたっては、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保険、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

## 第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設遊心苑
- 二 所在地 秋田市添川字境内川原196番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

## 第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長 1名  
施設長は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 医師 1名  
医師は、入所者の健康管理業務を行うとともに、適切な医療サービスの提供にあたるものとする。
- 三 看護職員 9名以上  
看護職員は、入所者の保健衛生業務を行うとともに、看護サービスの提供にあたるものとする。
- 四 介護職員 25名以上

介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供にあたるものとする。

五 薬剤師 1名以上

薬剤師は、施設の薬品管理業務を行うとともに、入所者に対する調剤サービスの提供にあたるものとする。

六 作業療法士 1名以上

作業療法士は、入所者に対する機能の維持・回復のための作業療法サービスの提供にあたるものとする。

七 管理栄養士または栄養士 1名以上

管理栄養士または栄養士は、入所者に対する栄養管理サービスの提供にあたるものとする。

八 支援相談員 1名以上

支援相談員は、入所者に対する支援相談サービスの提供にあたるものとする。

九 事務員 1名以上

事務員は、施設の管理運営に関する事務処理を行う。

十 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、入所者に対する施設サービス計画（ケアプラン）の作成などのサービスの提供にあたるものとする。

十一 その他 若干名

（入所定員）

第5条

介護老人保健施設遊心苑の入所定員は、100名とする。

（事業の内容）

第6条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 診療
- 三 機能訓練
- 四 看護および医学的管理の下における介護
- 五 食事の提供
- 六 その他必要とするサービス

（利用料）

第7条

施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者の所得により利用者負担

として1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

利用料として、食費・居住費・日常生活品費・教養娯楽費・利用者が選定する特別な療養室の室料・電気器具使用料・健康管理費・理美容代および診断書等の文書料。

3. 当施設の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。これらの料金については、算定の根拠となる前提が変わった場合や介護保険制度の変更や社会経済的な大きな変動があった場合には変更することがある。

4. 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスの利用料の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を交付する。

(施設利用にあたっての留意事項)

#### 第8条

入所者は、施設長、医師、看護職員、介護職員、作業療法士、支援相談員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 入所者が、外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

3. 入所者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。

4. 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り、努めて受診しなければならない。

5. 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

6. 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長または支援相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

#### 第9条

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと

二 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと

三 指定した場所以外で火気を用い、または施設内で喫煙すること

四 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと

五 金銭または物品のたのみ事をする事

六 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること

七 無断で物品の位置または形状を変えること

(指示・指導)

## 第10条

施設長は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合においては、適切な指示・指導を行い、さらに従わないときには、退所させることができる。

(身体の拘束等)

## 第11条

事業所は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。ただし、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(虐待防止等)

## 第12条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員および養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

## 第13条

事業所は、利用者に対する良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備するものとする。

(衛生管理)

## 第14条

入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 感染症が発生しまたは蔓延しないように、「感染症および食中毒の予防および蔓延の防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとする。

3. 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
4. 定期的に、鼠族・昆虫の駆除を行うものとする。

(非常災害対策)

#### 第15条

施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練（うち1回は夜間を想定）を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

#### 第16条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密の保持)

#### 第17条

従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を、在職期間中はもとより離職後においても保持するものとする。

2. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

#### 第18条

事業所は、提供した施設サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

#### 第19条

事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、「事故発生の防止および発生時の対応のための指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備するものとする。

2. 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼するものとする。
4. 事業所は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
5. 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

#### 第20条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 施設サービス計画(ケアプラン)その他入所療養介護の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

#### 第21条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人遊心苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年	2月15日	改訂
平成14年	11月 1日	改訂
平成16年	4月 1日	改訂
平成17年	4月 1日	改訂
平成17年	7月 1日	改訂
平成17年	10月 1日	改訂
平成18年	10月16日	改訂
平成19年	3月12日	改訂
平成24年	4月 1日	改訂
平成24年	8月 1日	改訂
平成26年	4月 1日	改訂
平成27年	8月 1日	改訂
平成30年	8月 1日	改訂
令和 1年	10月 1日	改訂
令和 5年	1月 1日	改訂
令和 5年	11月 1日	改訂

令和 6年 4月 1日 改訂

[ 別 表 ]

## 介護老人保健施設遊心苑料金表

### 1. 介護保健施設サービス費等の介護報酬の料金

厚生労働大臣が定める基準額

### 2. その他の利用料（全額自己負担）

・食費	1日	1,695円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額を上限とする。）		
・居住費		
【2人室および4人室】	1日	377円
【個室】	1日	1,668円
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額を上限とする。）		
・日常生活品費		実費
・教養娯楽費		実費
・利用者が選定する特別な療養室の室料（消費税含）		
【2人室】	1日	550円
【個室】	1日	1,100円
・電気器具使用料（電気器具使用の場合・消費税含）	1日	55円
・経管栄養管理費	1日	55円
・健康管理費（インフルエンザ予防接種費等）		実費
・理美容代		
普通長髪（丸刈り含）		1,900円
部分長髪		1,600円
シャンプーセット顔剃り		1,700円
シャンプーセット		1,600円
顔剃り		1,400円
女性カットのみ		1,600円
白髪染のみ		2,400円
普通長髪＋白髪染		4,000円

### 3. その他の費用（全額自己負担）

診断書等の文書料（消費税含） 1回 1,000円 ～ 5,000円